

平成25年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成25年12月4日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年12月4日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、4番船川京子議員。

〔4番船川京子君登壇〕

○4番（船川京子君） 1番通告、4番船川京子です。傍聴席の皆様におかれましては、寒さが厳しくなる中、また、師走に入り何かとお忙しいところお運びいただきまして、心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町の活性化及び土地利用についてお尋ねしたいと思います。

町の活性化を図るために、現在、担当課におかれましては市街化調整区域に立地しているという厳しい条件の中、旧東文間小学校跡地や工場跡地などの有効利用を目指し、積極的なPRをしていただいていると認識しています。

利根町は行政区域2,490ヘクタール全域が都市計画区域となっており、全体のおよそ1割

211ヘクタールが市街化区域に、それ以外のおよそ9割2,279ヘクタールが市街化調整区域に指定されています。

利根町都市計画マスタープランにあるように、用途地域の指定状況は、住居系用途が用途指定区域全体の97.2%と大部分を占め、残りの2.8%が近隣商業地域に指定されています。商業地域・工業系用途地域の指定はされていません。

第4次利根町総合振興計画4期基本計画の中に、調和のとれた土地利用の課題として、少子高齢化による人口減少など、現在の社会情勢を考慮すると直ちに既成市街地の拡大を図ることは困難な状況にあります。今後は、既成市街地の発展、さらには市街化区域の拡大などを検討し確かな都市計画を行い、魅力ある良好な市街地を形成していくことが必要になります。また、町の活性化を図るためには、魅力ある商業地や新たな産業用地の形成が求められており、住環境と調和のとれた土地利用の創出を図る必要があります、と明記されています。

行政の役割の中には、現在使用されていない町有地については、用途変更も視野に入れ、町の活性化につながるような有効活用を推進しますと、町有地における用途変更にも触れています。

町民の方々からは、町全体における土地用途制限の現状や、将来へ向けて、用途変更なども視野に入れた行政の取り組みについてご意見をいただくことや、問いかけられることがしばしばあります。町の未来を考えると、4期基本計画にあるように、土地利用の課題とされている魅力ある商業地や新たな産業用地の形成が大変強く求められていると感じます。町として将来目指している土地利用における方向性をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

町が将来目指している土地利用の方向性はとのことですが、第4次利根町総合振興計画土地利用基本構想に、土地利用の望ましいあり方とまちづくりの展開方向が定められております。

また、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする4期基本計画には、魅力ある市街地の形成と優良農地の適正かつ合理的な土地利用と、未利用となっている町有地の効果的、効率的な利活用に取り組むこととしております。

未利用の町有地については、平成23年3月に土地利活用推進協議会での議論を経て、小中学校跡地と立木地区の町有地について、利活用の方針、方向性を定めた学校跡地等利活用計画書を策定して、利活用を推進してきたところでございます。

今後においても土地利用については、第4次利根町総合振興計画基本構想及び4期基本計画に基づきまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 今いただいた町長のお答えで、主に学校跡地の内容についておっしゃっていたと思いますが、ここでちょっと改めてお伺いしたいと思います。

先ほど私が質問の中で触れました、町の土地の利活用に対する一つの壁というか、課題となる都市計画法について伺いたいと思います。

利根町には昭和45年に都市計画法の線引きが行われました。四十数年のときを経て、現在、町民の方からは、町の活性化を願い、新たな開発を望む声が大変多く聞かれます。そこでお尋ねいたします。

都市計画法の線引きがされた経緯と、町が事業を進めるに当たり、どのような影響を受けるのかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、船川議員の都市計画法についてということで線引きについてお答えしたいと思います。

今、船川議員がおっしゃるとおり、まず結論からお話申し上げますと、今の社会情勢では新たな開発は大変難しいということが結論でございます。

では、それはなぜなんだということでございますけれども、まず、利根町は市街化区域と調整区域とに線引きしております。それで、都市計画法で無秩序な開発を避けるということで市街化区域と調整区域と決めるんですね。なおかつ、首都圏整備法というのがございまして、首都圏から半径50キロメートル以内、利根町から大体この辺と龍ヶ崎市ぐらいなのですが、50キロメートル以内ですと市街化区域と調整区域を決めなければいけないという法律になっております。

そうしますと、では市街化区域と調整区域とは何なんだということになると思いますが、市街化区域とは既に市街地を形成している区域、また概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域となっております。一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域と言われております。

先ほど言われました利根町の線引きの経緯につきましては、昭和45年11月25日に初めての線引きがされております。そのときは80ヘクタールです。じゃあ場所はどこなんだということだと、旧地区、常陽銀行から80ヘクタール、それが一番最初の昭和45年の11月25日に線引きされております。

その後、50年代から各地区にあります住宅団地を開発されまして、今現在は211ヘクタールとなっております。

それで、50年代からご存じのように、羽根野台、早尾台、利根ニュータウンとかフレッシュタウンとか、そういった新たな開発、もともとは調整区域です。その調整区域があつて今現在になっているのですけれども、大体2回行いまして今現在の面積となっております。

す。

今皆さんが多く住んでいるところの団地は、もともと田んぼで、大規模開発という開発が行われたわけですね。そういったところで、今現在のものは200ヘクタールですが、その9割を占めている調整区域は、市街化を抑制し、優良農地やすぐれた自然環境を保全するための区域であり、原則新たな開発及び建築行為が認められておりません。都市計画法の開発の許可、立地基準というのがあるんですが、それに合致すれば新築することができますということなんですね。

例を挙げますと、調整区域ですと農家を営む方の住宅、また当該集落出身者の住宅、社会福祉施設とかそういった公益施設のために必要なもの、または店舗、規模とかそういったのがあるのですが、可能となります。ただし、それは面積とかそういったものの規模が制限されて諸条件があります。

そういったことで建築できる建築部分の用途や規模等が非常に制限されており、市街化調整区域に工場や大店舗を誘致することは非常に難しいということになっております。

ちょっと長くなりますけれども、大丈夫ですよ、はしょってしまうとわからなくなってしまうので、ちょっと時間をいただいて。

では、市街化調整区域を市街化区域に編入すればいいんじゃないのということが多分疑問になるかと思えます。そうしますと、編入するには工業系や商業の用途にすれば工場とか大店舗を誘致することはできますけれども、都市計画法及び国の都市計画運用指針によりますと、市街化区域を設定する面積は、基本的には、ちょっと飛んだ場合で50ヘクタール必要なんです。でもものによっては最低限20ヘクタール以上とされているんですね。ただし、周辺の農地等の土地利用に支障のない区域ということがうたわれております。

また、概ね10ヘクタール以上の集団農地とか、ほかの長期にわたる農用地として保全すべき土地の区域は、原則として市街化区域に含むことがだめだということになっております。

ご存じのとおり、本町の市街化調整区域、ほとんどが農地で占められておりまして、農地の基盤整備事業等を実施し、集団的かつ優良農地が多くあることから、市街化区域に編入することが非常に厳しいという状況でございます。

もう一つの手法としまして、都市計画上の制度として、市街化調整区域地区計画制度というのがあるんですね。それは何なんだというと、この地区計画を市街化調整区域などの郊外部にも多くの住民が居住していることから、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲の中で、市街地だけではなく郊外の集落などの維持活性化や市街化調整区域内のある地区を設定し、流通業務とか大きな大店舗が立地することができる制度であります。

しかしながら、そこでまた問題なのですが、地区計画の区域を設定する際の留意事項として、農地法による農地転用が許可される見込みのない農地は地区計画の区域に含まない

とされております。先ほど話しましたけれども、調整区域内はほとんど農地で占められていることから、かなり高いハードルがあるということでございます。

ちょっと外れますけれども、都市計画区域外に、調整区域といったところに工場とか倉庫とかをやると、必ずインフラ整備というのが必要になってくるのですね。人が集まれば当然汚れる、汚物が出る、それを処理しなければならない、水は供給しなければならないということでもあります。

ちなみに、皆さんが多く住んでいらっしゃる団地ですね、先ほど言いました何地区かございますけれども、もともとは先ほど言いました調整区域です。ですけれども、当時、昭和50年代のバブル時代に住む方の需要が多く、供給する者がいたということで、いわゆる需要と供給のバランスがとれたということですね。そこに開発原因者がインフラの整備、上水道、下水道、道路、公園等を整備するという条件で開発した場所が、今ある団地の中でございます。

そこに先ほど言った、町はそこに上水道とか下水道などを整備するにも、町でもかなりのお金がかかるのですね。そういったところでできたのが団地の造成です。そこを今現在は市街化区域にしているということでございます。

ですから、もし都市計画法34条というんですか、法に適合したものがあつたとして、新たなものを呼ぶ場合には幾つか考えられるのですね。例えば、町が事前に数億円かけて用地を買収して盛り土して、インフラの整備をして企業なり商業地を呼ぶといった方法があります。でもこれはかなりリスクがあるんですね。

ちなみに、利根町は今話したように農地なので、100メートル掛ける100メートルで1ヘクタールを1メートル盛り土するには大体土だけで1,500円から2,000円ぐらいかかるんですね。それを持ってきて運んでならずということになると2,000万円から3,000万円、たった1ヘクタール盛り土するだけでそれぐらいの金がかかるんですね。

下水道も迎えに行くのに1メートル当たり大体10万円前後と言われております。高いもので1メートルやるのに約80万円ぐらいかかるんですね。そういったことからいくと、それを迎えに行く分だけの金とか、そういったのを考えるとかなりの投資額ということですよ。

また、実際はちょっとできませんけれども、今の農地のまま市街化区域に入れるよと、実際はできませんけれども、それが地権者が納得した上に市街化区域に入れますと、評価額が70倍から80倍、固定資産税が大体20倍になると言われております。売れるか、売れないかというところを、そんなエリアにくくることはできないということでございます。

あと一つは、開発者がインフラを整備してやるということですが、今話しましたように、非常に投資額が大きく難しいということでございます。

ちなみに、ことしの9月の読売新聞にも載っていましたが、多くの自治体で今でも工業用地として用意したところが売れなくて非常に困っていると、ところによっては借金返済で利子の負担が年間100億円といったような話も出ているんですね。そういった中で

処理できなくてあえいでいるということがあります。

製造業も、ご存じのように、20年前から比べると海外進出というのは5倍、従業員ですと400万人が減少しているといわれております。そういったことから、利根町にそういったものを呼んでくるというのは、かなり難しいのかなということでございます。

今いろいろお話しましたけれども、市街化調整区域では市街化を抑制すべき区域であり、原則新たな開発及び建築が認められておりませんが、都市計画法の開発の許可基準に沿って立地用と法律で定めた範囲内で検討する、先ほど話したけれども、そういった利用を進めていかなければならないのかなということでございます。

では、基本計画とかマスタープランに、先ほど議員が話されておりましたように、こんなふうにしたらいよ、ああいうふうにするよという予定はなぜ書いてあるのかということになるかと思うのですが、実際に企業がこういうところでこれをやりたいといったときに、基本計画マスタープランに、何と言うんですか、位置づけしていないと話にもならないと、県のほうでもどこでも全然話にならないということでございまして、やはり基本計画とマスタープランにはある程度その先を見越したものを載せておくといったものでございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、総合計画とか基本計画とマスタープランに基づき、町の活性化を図れるような土地利用を考えて検討していかなければならないのかなということでございます。

ちょっと長過ぎましたけれども、そういうことです。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 長かったとおっしゃいましたが、とても中身が濃く、今いただいたお答えで、利根町の近年の歴史や現状が大変よく理解することができました。

そんな中で前回9月の定例会にて、町の活性化へ向けて新たな事業展開の予定などについても伺いました。その折、町長はお答えの中で、市街化調整区域では企業誘致はできない。企業誘致をするには相当な段階を踏まなければならないことや、都市計画法の網を見直す必要性を指摘され、大変期間のかかることではあるが、今後の検討の必要があるお考えを示されました。

しかし、今の担当課長のお答えを伺うと、ここに輪をかけて利根町の現状が厳しい状況にあるということも改めて理解をいたしました。しかし、このような厳しい条件下での取り組みであるとは思いますが、町の未来のために活性化を目指し、町民の皆様のために少しずつでも道を探りながらよい方向へ今後も積極的態度でお取り組みいただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問になります。安心・安全のまちづくりにおける情報管理についてお尋ねしたいと思います。

現在町では、状況や情報内容にあわせ、伝達漏れのないよう町民の皆様に向けての情報配信にご尽力いただいているところです。町情報メール斉配信システムの導入により、

勤務先や学校など、外出先にいる方にも迅速な情報提供の場面を広げ、大きく改善されていると認識しています。

また、教育現場においても、正確な情報の共有や伝達漏れの解消などに効果を発揮し、その有効性、利便性には高い評価を受けていると感じています。しかしながら、有事の際などの緊急性を有する場合や、早朝及び夜間における情報配信については、防災無線からの情報提供が大変重要な役割を果たしていると思います。この防災無線の聞こえ方における格差是正については、町が大変な努力をされていることを、多くの方にご理解いただいていると感じています。

しかし、その一方、受けとめる町民の皆様のさまざまな状況を見ると、町に対する情報配信の改善に向け、対応を求める声も聞こえてきます。

最近のご年配の方たちも携帯電話やスマートフォンなどご利用されている方がふえてきていると思いますが、お持ちでない方も一定の割合を占めているように感じています。

また、ご年配の方に限らずとも、台風のと看などの雨量や風力、季節や時間帯によっては窓やドアを締め切りにするなど、環境に音声を遮断され、防災無線の内容を聞き逃してしまうこともあると思います。音量に対しては大きくすることが、聞く側にとって必ずしも有効であるとは限らず、無線機器設置場所からの距離やスピーカーの向き、家屋の立地条件などにより、音量に対する感じ方には大きな格差が生じていると思います。

このような背景のもと、平成23年第4回定例会の折、電話をすれば防災無線の内容などを音声により常時確認できる音声自動応答サービスの導入を望む町の声に対するお考えをお尋ねいたしましたところ、町長からは、繰り返し聞くことができるので、情報を取得する手段の一つとして大変有効であると考えられ、システムを導入する自治体がふえている状況も示され、災害時には混線など電話の通信回線の使用状況により有効に機能しないことも想定されるなど、課題点も指摘された上で、今後の情報伝達の一つとして調査の対象に取り上げていただきました。

また、個人宅室内に置く戸別受信機についてもあわせて伺いたいと思います。

この戸別受信機とは、町役場から放送する情報をご家庭で聞くことができるラジオのようなものです。このシステムも先ほど申し上げましたように、有事の際に町の情報を受け取りにくい方たちにとっては、大変に有効なシステムであると感じます。

どちらのサービスも安全・安心のまちづくりにおける情報管理システムの大きな一助になると考えます。音声自動応答サービス、そして室内に設置する戸別受信機導入に対する見解をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

安心・安全のまちづくりにおける情報管理についてというご質問ですが、音声自動応答サービスにつきましては、平成23年の第4回定例会の一般質問において、確かにご質問を

受けております。

その後の調査の結果でございますが、音声自動応答サービスを導入する場合は、防災行政無線の本体に音声自動対応サービスの機器を接続する必要があり、機器の整備費に初期費用として約270万円ほどかかります。さらに、電話回線を使用しますので、仮に5回線の契約をしたとして月額約2万円のランニングコストがかかるという調査結果が出ております。

また、室内受信機につきましては、アナログ無線方式では1台当たり5,000円から7,000円、デジタル無線方式だと、1台当たり3万円から4万5,000円という試算が出ております。デジタルの場合、3万円にいたしましても、利根町の戸数から言うと約2億円、4万円にしますと2億5,000万円くらいかかると。

現在、国では無線機能の向上などの観点から、防災行政無線のデジタル無線方式化を推進しており、遅くとも平成34年には完全デジタル化に移行するという事になっております。

このことから、現時点でアナログの受信機を各家庭で導入したとしても、9年余りで使用できなくなり、新たにデジタル無線方式の受信機を導入しなければならないということになります。

町といたしましては、戸別受信機の導入は、デジタル無線方式への移行時にあわせて、国の補助金等の動向も見据えた上で検討していきたいと考えております。

町は、これまで防災行政無線の補完といたしまして、先ほど議員がおっしゃっていましたが、情報メールー斉配信サービスの整備、また、NTTドコモ、KDDI a u、それとソフトバンクの3キャリアのエリアメールを整備してきたところでございます。

船川議員ご指摘のとおり、高齢の方、耳の不自由な方、携帯・パソコンを持っていない方など、情報を受ける町民の皆様のさまざまな状況を考えますと、情報を受け取ることが困難な方がおられることは認識しているところであります。音声自動応答サービスにつきましては、予算との兼ね合いもありますので、確実にお約束することはできませんが、その導入につきましては、検討は必要であろうと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） この平成34年完全デジタル化、これは大変よく理解するところですが、それまでのこの9年間、例えばアナログですともうちょっと安価になります。今、町長もおっしゃったように、生活弱者の方にとにかく情報の提供ができないかというのが私の一つ目指すところでございます。そこで、この9年間対応できるような福祉の立場から高齢者宅や介護などをされている方、また、障害をお持ちのご家族がいらっしゃるお宅など、弱者対策の一環として使途目的が一致するような補助金などを探られたことはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答えします。

福祉課所管の防災無線に係る室内受信機等の家庭への取り付けということでございますが、現時点ではそのような補助金はございません。

また、地域支え合い体制づくり事業費補助金というものもあったのですが、平成24年度で終了しまして、これにつきましては町としても4事業ほど申請したりして有効活用させていただいたのですが、その事業があったとしても内容的には防災の側面が強いので、福祉課サイドでは出ないということでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 福祉の立場から可能性に対するご尽力をいただいているにもかかわらず、対象となるものがないのであれば、別の選択肢を考えるしかないかと思えます。

先ほどのお答えから、平成34年が情報管理全体を見直す一つの分岐点に当たると認識をいたしました。現場における工夫を、それまで重ねていただきながら、一人でも多くの町民の方に町からの正確な情報をお届けできるシステムの構築を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後の質問になります。自動体外式除細動器（AED）設置箇所拡大についてお尋ねしたいと思います。

このAEDは、心臓の停止者に対し、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。現在、町では救命救急機器導入事業として19台のAEDを公共施設や小中学校校舎及び体育館に設置し、救急救命に役立つ環境を整えていただいています。かつては医師を初め、医療従事者にのみ使用が認められていましたが、2004年7月以降は、操作を自動化し、医学的判断ができない一般の人にも、音声による指示に従って使えるようになりました。今、駅や公共施設などに設置されているAEDは、心臓の動きを元に戻す治療器具であると同時に、電気ショックが必要な状態にあるか否かを教えてくれる、診断器具でもあるといえます。

ご存じのように、心臓の停止者に対しては、一刻も早く電気ショックを与えることが必要とされますが、救急車が現場に到着するまで全国平均でおよそ7分を要するといわれています。救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてから使用するよりも、救命率や後遺症の影響を軽減できる確率が数倍も高いことが明らかになっています。

町では、職員及び学校教職員の皆様が、3年経過ごとにAED使用のための救命講習を受講され、いざというときに勇気を持って対応できる体制がつくられています。施設開館時間内においては、望ましい環境が整備されていると思えます。しかし、その一方で、閉館時間内においては体制には改善の余地があるとも感じています。

静岡県三島市では、平成22年7月から安心AEDステーション24設置事業として、市がAEDを準備し、全国で初めて市内の24時間営業のコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどに協力を仰ぎ、AEDを設置しています。

この事業は重篤な傷病者が発生した場合、その場に居合わせた方が直近の店舗からAEDを借りてきて、救急車到着までに救命処置を実施していただくというもので、店舗の従業員が駆けつけるものではありません。そのため、店舗周辺の自治会を中心とした市民の皆様には消防本部が実施する救命講習を受講していただき、いざというときにあわてずAEDを使用できる体制づくりにも取り組んでいると伺いました。

その後、24時間AED使用可能体制を目指す動きは全国に少しずつ広がりを見せ、茨城県では初めて龍ヶ崎市に、ことしの10月から市内コンビニエンスストア31店舗中、23店舗にAEDが設置されました。また、隣接する河内町でも検討を始められたと聞いています。

現場からの要望は町にも届いていると思いますが、私も利根町消防署員の方たち初め、女性消防団の方たちにご意見を伺ってまいりました。関係者の皆様はAED設置箇所拡大を大変に強く望まれています。

また、町民の方たちからは、すぐに24時間体制を整えるのは難しいかもしれないけれども、ぜひできるところから少しずつ目指してほしい、とのご意見が最も多く聞かれました。

こうしたことから、AEDをなるべく多数配置するとともに、一人でも多くの住民がAEDに関する正しい知識を有することが安心・安全のまちづくりに向けて救急救命に役立つ環境整備を目指すには大変有効であると思います。自動体外式除細動器（AED）設置箇所拡大に向けてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

AEDの設置箇所拡大ということでございますが、現在、町の状況を申し上げますと、役場や出先、小中学校にAEDを設置しております。町といたしましては、これらの公共施設に訪れた方への緊急事態に対応することを前提に設置しており、同時に、そこに勤務する職員に対しての普通救命講習を3年に一度行っており、職員全員が緊急時に的確に対処できるようにしております。先月、行ったところでございます。

船川議員ご指摘のとおり、24時間、どこでも、誰でも利用できる環境が最も望ましく、その環境を整備するためには、24時間営業の店舗にご協力いただくことがより有効な方法であろうと考えております。

しかしながら、民間事業者において、事業者みずからのサービスによりAEDを設置しているところもあり、これらとのバランスも考慮すべき事項ではないかと考えております。

また、24時間営業の店舗に設置したものの、AEDを操作できる人がいないため、救える命が救えないなどの事象が起きないようにすることも考えなくてはなりません。

町がAEDを設置する以上は、その責任の所在も明確にしなければならないと考えてお

ります。これらを解決するには、普通救命講習受講者をふやし、AED設置店舗の従業員や住民誰もがAEDを操作できるような体制づくりも必要ではないかと思えます。

この件に関しましては、決して否定するわけではございませんが、もう少し時間をいただき、さまざまな方面から検討してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） コンビニエンスストアにAEDを設置する、AED設置に対する町としての姿勢は大変よく理解をいたしました。目指しているのは、設置箇所拡大に向けて安心・安全な環境が確保できる設置場所と、公共施設閉館時におけるAED使用可能体制です。コンビニエンスストアはその手段の一つとして24時間営業ということで取り上げました。

そこで、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、このAED設置箇所拡大及び使用可能時間の拡張について、具体的に何かお考えになっていることはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） AEDの設置場所と広報活動について、現在、考えておりません。

町がAEDを設置する公共施設におきましては、全て職員がおりまして、いざというときにはこれらに対応できるよう、先ほど町長も言いましたように、3年に一度講習を受けております。

これらのことを含めまして、AEDの設置箇所等につきまして、最近町のほうでは広報活動を行っていませんでした。今後につきましては、住民の方々がAEDの認識を深め、いざというときにはAEDを操作できる人たちをふやしていくことにより、少しでも多くの人命を救うことにつながるよう、AEDの設置場所の周知とともに、稲敷広域消防本部が行う普通救命講習会等の案内をするなど、「広報とね」や町公式ホームページ等を活用した広報活動を行っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） もう少し具体的に設置状況についてお聞きしたいと思います。

現在、町役場には4台のAEDが設置されています。また、500人以上収容可能な公民館には1台設置されています。布川地区コミュニティセンター及び宿泊も可能な柳田國男記念公苑には設置されていません。社会福祉協議会には設置されていますが、隣接する布川地区コミュニティセンターのほうが開館時間は長いと思いますが、AEDは設置されていません。

どちらも町民の方が多数ご利用されている施設であると思いますが、今後、AED設置場所に対してはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 現在、ただいま議員おっしゃいましたように、庁舎には4台設置してございます。そのうち1台は、以前、水道課で使用していたものを3階の総務課に設置しているわけですが、当時の公共施設への設置につきましては、職員がいる公共施設ということで設置してございます。

ただいま言いましたコミュニティセンターあるいは柳田國男記念公苑につきましては、臨時職員がいるわけですが、その方につきましては、先ほど言いましたように、町で設置する以上、その責任がございまして、管理者等とよく相談をしながら設置については検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 現在設置されていないところに関しては、管理者と相談をしていただいで進めていただくということで理解をいたしました。

先ほど課長のほうで広報活動についてちょっと触れていただきましたが、もう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

人の集まる場所や公共施設などにAEDが設置されていることは、今は誰もが知るところです。では、施設のどこに設置されているのか、また、それぞれの施設においてお借りできる時間帯や、一定の人数が集まり消防署に申請すれば、講習を行っていただけることなどの情報をどのくらいの町民の方がご存じなのかを考えると、疑問もわいてきます。

私もAED講習に参加させていただいたことがあります。指導員の方の救命に対する強い一念や真剣に取り組む姿に触れ、感動と感謝の思いでいっぱいになり、一人でも多くの町民の方にぜひ体験をしていただきたいと強く感じました。町内におけるAED設置施設及び設置場所や使用可能時間のご案内、また施設開館時間内であればきちんと講習を受講されている職員の方が対応できることや、AED講習受講方法など、町民の皆様に正確な認識をお持ちいただくことは、安心・安全のまちづくりに向けて大変に有効であると考えます。そのための広報活動について、先ほど課長のほうから、今までされてきていなかったとおっしゃっていましたが、今後はどのような取り組みをされるのか、もう少し具体的に考えていらっしゃることはありませんか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 広報活動につきましては、先ほども答弁しましたとおり、AEDの設置場所あるいはAEDの認識を深めていただくために、「広報とね」や町公式ホームページ等を活用して広報活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 重ねて同じお答えをしていただきました。

この広報の重要性について触れたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、この講習に参加させていただいたときに、指導員の方がお

っしゃっていた一言の中で一番私が印象に残ったことは、目の前で人が倒れていたときに、一番してほしくないことは、何もしないこととおっしゃっていらっしゃいました。

たとえ少しでも心構えや予備知識があるのとないのとでは、重篤な傷病者を目の前にしたときの行動には、明らかに違いが出ると思います。広報の重要性も強く感じます。

今、町全体を見ると、加速する高齢化の中でご年配の方のご家庭が大変多くなってきています。町民の皆様は助け合い、支え合いの大切さを強く感じられていると思います。救命の意識が高まることは、支え合い、助け合いの機運の醸成にもつながるのではないかと考えます。

AEDの使用が24時間可能な体制に向け、一步踏み出していただくことは、救命に対する意識を高め、強固にする起爆剤になるのではないかとともに思います。命の現場で闘う消防士、女性消防団の方たちや医療関係の方など広くご意見を伺いながら、先ほど町長もおっしゃっていただきましたように、調査をしていただき、今後のご検討をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後2時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。傍聴者の方、ご苦労さまでございます。

それでは質問をいたします。

ことしは例年より台風が襲来し、全国で多くの被害が出てしまいました。死者は出ませんでしたが、京都嵐山の桂川の氾濫から始まり、伊豆大島では多くの方が亡くなり、今も完全復旧ができていない状況でございます。

利根町では、後で質問をいたしますが、道路の冠水がありました。また、台風30号ではフィリピンで死者が3,000名以上の方が亡くなり、現在でも行方不明者が大勢おります。亡くなった方、災害に遭われた方に心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず第1点目、遠山町長の姿勢について質問いたします。

7月に町長選挙が行われ、遠山陣営の中で票をとりまとめるため商品券を配り逮捕者が出た、考えられない選挙でございました。7月に行われた町長選挙に対しての批判が、週に一度、町中を騒がせております。当然、町民は驚きと不安で町中の話題になっておりますが、このような状況の中で今後の町政に対して支障はないのか、町長に対して伺います。

あと、2番目、3番目は自席で伺います。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

今後の町政に対して支障はないのかということですが、7月21日の選挙で当選させていただいて、早いものでもう4カ月が過ぎましたが、今のところ何ら支障はございません。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 当然支障があるとは言えませんよね、町長。しかしながら、町長の耳にはどのくらい入っているかわかりませんが、私の耳にはそれなりに結構入っています。

町民は、現在の町長に対して信頼ができない、そのように思っている方も大勢おります。そのような町民の方が大勢いるということは、町長がこれから町政をとっていくためには、まずは町民の信頼が大事だと思うのです。それで、今、支障ありませんと言いましたが、選挙に関してのどのくらい、町民の方からの声というものが入っていればお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 町民の声はこの4カ月でいろいろと聞いておりますが、特にこの件に関しましては、私の耳には入っておりません。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長、もし本当に町長のところに町民の声、批判とかいろいろな面が入っていないとしたら、それは町民の方が町長に対して遠慮しているのか何かそれはわかりませんが、ではなぜ我々のところにはそのように入るのでか。やはり町民の方は町長には言いづらいのかしら。でもそんなことはないと思いますよ。

現に役場のほうの電話には、町長選挙終わってからかなりの電話が入っていると思うのですが、町長、それに関してご存じですか。お答えください。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 役場のほうに電話があったということは、私は聞いておりません。

ただ、若泉議員も何期もやっていてわかると思うのですが、行政の事務以外には会議規則で質問できない……。

○11番（若泉昌寿君） わかりましたよ、いいですよ。質問できないということでしょう、わかりますよ。

支障あるかないかって、それ何でできないの、それにも答えられないの。

○町長（遠山 務君） だって支障はありませんって。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長、行政事務以外に関して質問してはいけないとか、そういうのは私はある程度わかっていますよ、わかっていますけれども、最初から質問の題として支障あるのかないのかと聞いて、町長はありませんと言っているんですけども、私のところにはそれなりに入っているんですから。じゃあ今の電話の件で、総務課長、ちょっと入っているのか入っていないのか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 選挙に関しての苦情というか、そういうものにつきましては何件か聞いております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長、じゃあそのことをなぜ町長に伝えなかったのか。町長は入っていないと言っているんですよ……これか、じゃあわかります、聞きませんよ。いいですよ。

○議長（井原正光君） 質疑を続けてください。

○11番（若泉昌寿君） 議長がそれはちょっと無理だろうということなので、これ以上はいいですけども、じゃあ方向を変えてちょっとお聞きしたいのですが、町長、今、町の中を週に一度マイクでやっていますよね。それはご存じだと思います。町長、それは知っていますよね。

答えがないようですから、改めて求めます。知っているのか、知らないのか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それは知っております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長、これから町長はまだ3年半以上、この町の長として町政をとっていくわけなんですけれども、私のところにいろいろな声が入っています。ですから、長として町民の信頼というのが大事なんです。支障があるとか、ないとかでなく。じゃあ今この町中を騒がしているこれに対して、あなたはどのような考えを持っているのかお伺いします。それもまずいのかな。

○9番（今井利和君） おかしいよ。

○11番（若泉昌寿君） まずい……。

○議長（井原正光君） ちょっと質問を変えてください。

若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） ということは、何か保護されているみたいですよ。

じゃあ、議長がまたとめるかどうかわかりませんが、現在、町長は、9月の定例議会において辞職勧告を受けております。このことに関して、町長は今どのような考えを持っているのか伺います。これもまずいのかどうか。

○議長（井原正光君） ちょっと外れているね、もう少し変えて、質問の趣旨を変えてく

ださい。

若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） では、どのようにしたら私質問できるのか、わからなくなりましたよ。

辞職勧告を受けているのは確かなんですよ。辞職勧告を9月に受けたのは、私は、今現在使われていない町の便箋というか、その1枚を使って、私も辞職勧告を受けています。それと、議員として守谷議員も茨城タイムスで辞職勧告を受けています。3人が受けているんですよ。

○6番（坂本啓次君） 議長、選挙に関してやめさせるとか何とか……。

○5番（守谷貞明君） ばかなことを。

○11番（若泉昌寿君） 何でばかなことなんだよ、辞職勧告を受けている町長なんですよ、ですから、それに対しても答えられないの、議長、それもだめ。

○8番（高橋一男君） だめじゃないよ、議長。

○11番（若泉昌寿君） それもだめなの。

私は強い決心を持っているんですよ。3人辞職勧告受けているんだ、守谷議員には一言も話していないですよ。しかしながら、町長が辞職すれば私も辞職しますよ。そして、新たに町長、自分で町民の審判を受ければいいんですよ。それで審判を受けて、新たに町長になれば、私もそれなりに町長を認めますよ。そういう気持ちあります。

○8番（高橋一男君） 決意を聞かないとだめだ。

○11番（若泉昌寿君） そういう決意を持っているんですよ。ほかのこといっぱい聞きたいことあったんですけども、議長もだめなので、その一言だけはどうか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 残任期間を住民のために粛々と行財政執行をしていくと、その覚悟しております。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） ということは、辞職勧告を受けていることに対しては、何も答えていない、じゃあ、やめる、辞職する気持ちもないということで、よろしいんですか、町長。はっきりしてくださいよ。やめませんって言うんなら、やめないとはっきり言ってくださいよ。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 今答弁したとおりです。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 議長、この町長の姿勢に関しては、これで聞くことございませんですね。ただ私の考えでは、町長は選挙のときに、約3分の1の票で町長になっているわけです。あとの3分の2近くは、投票しなかったり相手候補に投票したりしているわけ

ですから、これから町政をしっかりとっていくのには、それなりに、何度も言うわけじゃないですけども、町民の方というものの信頼がまず第一だと思うのです。ですから、私は今回は町長の姿勢という件で聞いているわけです。しかしながら、「残念」なことに、答えが得られない。

議長の方も、ちょっとそれは無理だろうということでもめられますので、この件に関しましては、これでやめなければいけないのかなと思いますけれども、町長、先ほど言いましたけれども、残りの3年半以上まだありますから、しっかりと町民の信頼を得られるような町政をお願いしますよ。1問目の質問はこれで、しようがないですからやめます。

次に移ります。災害について伺います。

10月15日に台風26号が襲来し、全国、特に伊豆大島では今までにない大雨が降り、土石流が起きて多くの山や家が流され大変な被害が出てしまいました。亡くなった方、いまだに行方不明の方もおりますが、一日も早く見つかることを祈っております。

利根町においても土砂崩れ、床下浸水、道路の冠水が多く出ました。特に、いつものことながら、利根ニュータウン東側が被害に見舞われました。利根町で大雨が降るたびニュータウンは被害が出ております。これを解消するには、茨城県で進めている新利根川の改善が不可欠だと思いますが、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

茨城県で進めている新利根川の調節池計画の進捗状況でございますが、今年度は第2調節池の掘削及び周辺堤築堤工事を進めております。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） ただいま立木地区になるのかしら、調節池の工事が本年度中には終わる予定と伺っております。しかしながら、あの調節池は1万平米の貯水量というんですか、それだけの量しかないということで、もしそれが完成しても、この前みたいな大雨が降った場合は、それだけでは改善ができないと伺っておりますが、町はどのような認識をしているのか伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 1万平米でなくて1万立方ですか、面積ではないですよ。

議員ご存じのように、新利根川の改修計画は水門橋、締切ですか、あそこから学校橋という109号線、役場から羽根野、早尾のほうへ向かった町道がございます。学校橋、あそこまでの計画がございます。

今現在終わっていますのは、第1調節池、さっき言った締切橋、立崎ですけども、立崎は一つの池ができています。そういった池を第2調節池、第3調節池、第4調節池と四つ作る計画でございます。

先ほど町長が話したのは、第2調節池、今ご存じのようだったのですけれども、そこを今掘っています。築堤しています。そうすると、そこに水をためるといことです。おっしゃるとおり、今現在の利根町の市街化区域とかに降った水は、新利根川に処理能力がない、処理能力がないから、要するに今現在ですと大体毎秒15立方メートルの処理能力が水門橋から締切橋から下はあるんですけれども、その手前はない。だから、多分そのオーバーした分を池にためようというのがこの計画なんです。ですから、その第4調節池までできないと、計画どおりの水がためられないということでございます。

この始まったのが、ご存じかと思うのですけれども、平成15年に第1調節池が終わっています。その前、用地買収が三、四年かかっているんですけれども、それでも億単位でやっています。

ことしも第2調節池が始まっています、今後は、例えば来年、平成26年度は第1調節池と第2調節池の河道整備、第1調節池は先ほど話しました池から第2調節池をことし掘っていますけれども、その間の河道の改修を26年度は進めるということで聞いております。

順次、第3、第4と進めていくと伺っております。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 今の課長の答弁で大体わかりましたけれども、私も工事事務所に行って伺ってきたのですが、将来的には4カ所の調節池をつくるんだと。でも今は第2をやっているところ。では第3、第4はいつごろになるかという、予定は、計画はあるんだけれども、いつになるかわからない、そういうお話でございました。

それでは、いつになっても利根町に大雨が降ったときの冠水は改善できないということになりますよね。それで、改善するにはそれをどうしたらいいのかと、私もいろいろ聞いてきましたけれども、何しろ現在第2調節池が今年度中にはでき上がる。しかしながら、それでは先ほど私が言いましたように、完全に改善はできないということであって、今課長も述べていましたけれども、その後、工事事務所の話では、第1と第2の間の新利根川の河川を広げるんだと、そのような話を聞いていますけれども、課長、それはご存じですか。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 第1と第2ですか。

○11番（若泉昌寿君） 新利根川の幅を広げる。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それは第1と第2の話でしょう。

先ほど説明した河道改修はそのことです。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それ、私の聞き漏れで済みませんでした。

それで、その工事の予定がまだ予算はついていないということなんですけれども、課長はそれもご存じですか。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 予算というのは多分来年度の予算かと思うのですが、ついていないというのは、結局第4調節池までは数百億円かかるのです。ですから、予算というのは議会を通っていない限りついたら、役所は言いません。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 今の課長の答弁ですと、じゃあ平成26年度には新利根川の川の幅を広げる、その工事の予算というのはほぼつくようなお話でしたから、それならいいんですけれども。

そうすると、工事事務所の話では、新利根川の川そのものの幅を拡張すれば、台風26号が来たときの大雨ぐらいの水量は何とか賄えるでしょうと、私にはそのように話はしてくれましたけれども、課長はどのように認識していますか。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 非常に難しい話ですね。

ちなみに、10月16日、17日で降った雨量って、ご存じですか。

この辺で一番近いところで北千葉導水、北千葉第1機場って、利根川の反対側に国交省の管理している機場があるんですね。利根町の一番近くで雨量をはかっているところはここが正式にホームページ等でのっているんですが、この台風で時間雨量37ミリ、総雨量246ミリなんです。なおかつ、龍ヶ崎市でいきますと、これは龍ヶ崎市の消防署かな、最大雨量で時間47ミリ、総雨量で244ミリ、この辺で一番降ったのが麻生庁舎、麻生町って前にありましたけれども、あそこで時間雨量最大59ミリ、総雨量で約380ミリ降っているんですね。

ということは、簡単に言って、下流でこれだけ降られたらはけません。実際に利根町の下水とか側溝とかどのくらいの能力を持っているんだということ、大体時間雨量30ミリから40ミリ降ったものに対しては、町の降った水がはけるだけの能力、5分の1って、5年に一度の雨の確率を言うんですけれども、それははけるような設計にはなっております。

ですから、よくニュースなどでも出るかと思うのですが、30ミリの雨、50ミリの雨、都内だって40ミリから50ミリ降ったらアウトですから。ということは、いろいろな条件が重なって、先ほど言った、じゃあその河道を改修すればあのくらいの水はどんなのといっても、利根町だけに降ったんだったら即抜けてしまいます。ただし周辺にそれだけ降ったら無理です。はけません。ですから調節池をつくらうが、何をつくらうが、あれだけの雨が降ったら無理です。

実際に見ていただくとわかるのですが、川どころじゃないですよ、回りの田んぼが全て埋まってしまっている。大体3日間くらい水がはけなかった、それは下流がはけないと上から出ていかないのです。

何回も特別委員会などでもお話しはしていますが、新利根川そのものの河床の勾配というのがそんなにないんですね。ということは、こっちがダムアップされて、雨が降る

と押し出されるという格好で流れていくというのが新利根川の実際のあれです。ですから、あのくらいの雨が降って、その河道をやればきれいにはけるのというのは、利根町だけ降ったのだったら多分はけるでしょう、池もたまれば大丈夫でしょうということですが、下流にそれだけ降られたら、あのような状況で3日間くらいはアップアップしています。

たまたま機場で農業サイドの機場、ちょうど立木の五軒堀ではいてくれたので、わりかし早く引いたのですが、中田切地区というのは2日、ほとんど水没していたという状況であります。

ですから、簡単にはけるのといわれると、そこだけ考えれば多分30ミリ前後の水だったならば1時間もあればはけると思います。

詳しくなるとどんどん難しくなってしまうので、私も余り説明し始めるとわからなくなってしまうのですけれども、新利根川はどういう計画をしているんだということ、昭和33年の9月の台風の水のピーク、データでいくとその辺のデータが一番ひどかったというデータで、2日間の雨量で計算して、それが流れるか流れないか、どんなふうにしたらいいんだというのを検討しているということですので、ですから、この間降った三十何ミリどうなのと言っても簡単に説明できないというところが、正直、私の今持っている知識の中ではそういったお話でございます。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長は専門だから詳しいですけれども、私も新利根川という性質というか性格とか、そういうのはわかります。確かに利根町と下流の東とか佐原とか、あっちの方に行っても高低差がないから、当然利根町だけ雨が降って、向こうは降らないということはある得ないのだから、それは課長の言うとおりがわかります。

ただ、工事事務所の話では、拡張工事が終われば5万立米とか何か確保できるから大丈夫でしょうと、そういうお話を私にしてくれたんですよ。ですから、私ここの公の場所で述べていることであって、課長がそのように答弁してくれたけれども、それは無理だなと。

ということは、この前の26号くらいの台風による大雨が降った場合、冠水が起きないような状況にするには、今計画されている新利根川のあと二つの調節池が完全にでき上がらなければ、これは不可能なのかしら。その辺はどのように思っていますか。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 調節池、この間の新利根川の周辺の状況は、私の机のほうに写真を置いてきてしまったのですが、堤防といわれる堤防の間、ほとんどいっぱいです。ということは、今現在の新利根川の河道は、例えば10メートルとしてもその回りを調節池としてつくるような計画なのです。実際に堤防といわれる、堤防じゃないんですけれども、道路と道路の間って大体100メートル前後あるんです。その間がアップアップしているということは、幾ら調節池をつくっても……わかりますよね。ということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君）　ということは、解消するのがなかなか難しいということに、結論から言ったらなりますね。これは台風が来て大雨が降らないように祈るしかないということになりますけれども、災害というものはいつやってくるかわかりません。まして台風は毎年毎年必ず1個や2個は来ると思います。

それで、今回の台風によって、特にニュータウンの東側になるんですが、あそこが完全に冠水しました。驚いたことに、私、羽中に生まれて、少しの間羽中にいなかったものですから、66年ぐらい住んでいますけれども、我が集落の前の道路も、そうですね、道路が50センチは冠水しましたよね、こういうことは初めてです。

ですから、課長が先ほど言っていましたように、今回はかなりの大雨だったのかなと、それは私も思っています。

それで、今回私もニュータウンのほうはどのような状況になっているのかなと思って、視察というほどでもないのですが、見に行きました。そうしたところ、あそこはどうしても低いということもありまして、床下浸水は、高くなっていますからそこは行きませんけれども、車を置く車庫は完全に水が入っていて、車をそのままとめておけないような状況、そういう状況でした。

あの回りの住宅の方はほとんど、自分の車を、水が余りふえるというか、そうならないうちに移動したんだと思うのですけれども、冠水しないような道路のほうに移動して、車の避難ですね、そのような状況になっています。

それで私もちょっと思ったのですが、この台風により冠水というのはこれからも必ずと言っていいかわかりませんが、何年かに一度はああいうことがあると思うのです。そういうときのために、東側の大利根交通バスの発着所、町長、発着所になっていますよね。あそこに、全部じゃないですけれども、町有地として残っていますよね。ああいう災害のときのために、車の仮の駐車場として上がれるようにしておけば、そこへ避難できるのかなと思うのですけれども、町長、私が今初めて言ったから、そんなことえっと思うかもしれませんが、それに対してどう思いますか、車の避難場所。

○議長（井原正光君）　遠山　務町長。

○町長（遠山　務君）　それではお答えをいたします。

バスのターミナルになっているところですね、あそこはバスのターミナルのほうへ一部提供しまして、残ったところに約4区画町有地がありまして、その2分の1、これは売却済みでございます。それとあとの2分の1も売却予定で今進めているところでございます。

ということは、今一番考えられるのは、風の公園ですか、一番広いところ、あそこは車が出入りできるようになっていますので、あそここのほうへ車を一時移動していただければと思っておりますし、あと一番先に冠水するところの公園、あそこも今リヤカーぐらいしか通れないくらい狭いので、それも拡幅して、もしあそこを拡幅して車が入れるようになって、あそこが水に浸からないような状況であれば、拡幅する予定で今進めております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） では、ことし台風26号みたいのが来た場合には、今、町長が風の公園と言っています。あそこの東側のターミナルのところの町有地は半分は売れてしまって、私それを知っています。あとの半分の残りは、今の町長の話ですと、売れそうな感じだということなので、これは町有地ではなくなりますので、そこを仮の駐車場ということは無理なんですから、町長がそういう考えでしたら、ニュータウンの自治会長あたりにそれなりに、ことしも台風26号のようなのが来てあのような状況になったときには、ぜひ車の仮の避難駐車場として風の公園を使ってくださいよということ、これは前もって言って上げたほうがいいと思うのですが、どうですか、町長、そのようにしますか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） もう報告は行っています。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 報告が行っているんですか。

それはいつの話だかわかりませんが、今回は恐らく仮の駐車場として利用されていないのかなと私は思うのですが、報告が行っていれば、それでいいですよ。

これからそのように住民の方に周知していただければ、そのようになると思いますので、いずれにしても災害はいつ何時来るかわかりません。ですから、飯塚都市建設課長の話では、今の調節池が4カ所仮にできたとしても、完全なる改善とはならないのかなということですが、なるべくそういう大きな雨が降らないように祈る、また、あとの2カ所、幾ら完全に改善できないと言っても、ないよりはつくってもらったほうがいいわけですから、町として県のほうに、これは要望していますと必ずそれを言うのはわかっていますよ、しかしながら県に行くたび、工事事務所に行くたびに、そういうことを町長、担当課長もぜひとも言っていただいて、一日も早くつくってもらえるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

災害については以上で終わりたいと思います。

通学路について伺います。

遠山町長選挙公約として通学路を掲げておりますが、次の場所を通学路として指定しておりますので伺います。

まず第1点目、町道112号線の進捗状況について伺います。

あとの2、3はまた別に伺います。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 町道112号線の進捗状況でございますが、11月現在、用地買収及び物件補償を進めております。

それで、きのうおとといですか、1件の方は決済をいたしました。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 用地買収、私は既に進んでいるのかなと思ったのですが、まだ1件ということは、大体何件ぐらいあるんですか。それで、見通しとしていつごろ用地買収が済むのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 今町長が話した今年度の予定、筆数でいきますと62筆です。それで、人数でいきますと延べで74人ですね。それが実はご存じのように、国の予算の決まったのが5月です。5月までこれは国庫補助金を使っていまして、国の予算が決まらないと何もできないのですね。5月になって初めて不動産鑑定を出します。地価の値段を決めます。それから、今度値段が決まったら国税局に5,000万円の控除ができるんです。公共事業に協力した場合、5,000万円まで無税なんです。そうすると、その許可がおりてきます。それから初めて用地買収に入れるのです。それが今の時期になってしまったということでございます。

ことは、本年度分と来年度分の2年分の工事ができるくらいの用地の件数をやっております。中には相続も残ります。物件補償も出ます。ですから、用地買収して納得して、何件か相続が絡んでいるんですが、その相続が終わって初めて支払いになります。物件補償は、物件補償して移転して初めて支払います。それから工事がスタートなんですね。

ですから、今の予定でいくと多分ことは工事発注できないです。というのは、4月に農地に水が入ってしまうのです。そうするとそこは盛り土ができなくなってしまうのです。ですから用地買収、国の予算の決定からいろいろ追っかけてきて、我々努力しているのですけれども、ちょっとスケジュール的に今年度の工事発注は難しいかなと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今の課長の話ですと、大分先の見通しが、おいそれとはいかないと、そんな感じになりましたよね。

大体62筆で74人ということは、これは大変な数ですよ。私は既にある程度の用地買収、今までの我々への説明ですと工事に入れるような感じで、そんな話は伺っていましたが、今この話で聞くと、ということは予定の工事よりもかなりおくれそうな、そんな感じになってしまいますよね。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 前からお話していますが、5年計画でやっております。その5年計画は多分5年以内に終わります。ただし、私、来年からいないので、それだと思えますけれども、終わります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 5年計画というのは、私たちもそれは最初から最後でそれは聞いていますから、でも不安ながらも終わりますとここで言い切ったのですから、これは努

力次第です。ぜひともお願いします。

はっきり言って112号線は、また町長が関連してしまうかもしれませんが、またとめられるかな、龍ヶ崎市との合併がまとまっていれば、とうにできていた道路なんです、これは。それを言ってもしょうがないですから、何しろ今は一日も早くつくってあげたい、それで文間小学校の通学路、並びに立派な道路として完成してもらいたいというのが私の考えですから、町長、ぜひ頑張って一日も早くつくってくださいよ、お願いします。

それでは、次の2点目の県道取手東線の布川の2828番地5の用地買収は既に、これ用地買収はと私述べているのですが、既に決まっているんですよね。それで、その件に関して町はどのような認識を持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 若泉議員おっしゃる県道取手東線の布川2828-5の用地買収ではないんですけれども、この用地の所有者が、本年度の10月ごろに公売で所有者が決まっております。それを受けまして竜ヶ崎工事事務所と協議をしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今町長がおっしゃったように、これ競売で既に売れています。……（「公売」と呼ぶ者あり）公売、売れています。

それで、私買った人ともご挨拶はいたしました。その買った人にちょっとお伺いしたのですが、実はこここのところに車庫はちょっと入り組んでおりまして、通学路というか、歩道にちょっと食い込んでいるような状況なんです、それを知っていますかと言ったら、私はそういうのは聞いておりません。じゃあ県のほうから何かありましたかと言ったら、それも何もお話ありません、じゃあ町のほうからありましたかと言ったら、町のほうからもそういう話は全然聞いておりませんということなんです。

町はたしか8月だと思いますが、「広報とね」でこの件に関して載っていましたよね。ですから町は当然知っているわけですが、それで、教育長にちょっとお聞きしたいのですが、公売で売れました。あそこは通学路として指定しているわけですか。その通学路の目的というのは、教育長、どのように考えていますか。

○議長（井原正光君） 伊藤孝生教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 通学路ですが、やはり子供の安心・安全を願ひまして、特に交通事故に遭わないようにということで選んだ道が通学路でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 教育長、私と全く同じ考えなんです。私も本当にそのように思うのです。

ではもう一つ聞きたいのですが、前に私聞いたことがあると思うのですが、通学路にどここの道路の歩道、ここは通学路に指定しますよというのは、これは町が指定するわけですが、これは恐らく教育委員会か何かだと思うのですが、どこでやるんですか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 通学路につきましては、毎年、教育委員会と学校、または保護者から出されたそういったものをあわせて、一番安全なところだろうということで指定してございます。

ただ、基本的なものは決まっているんですが、それぞれ子供たちによって毎年集合場所が変わりますので、そこまでのところを保護者の方々に一番安心なところを線で結びまして、そういうふうに検討して最終的には教育委員会のほうで選定しております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 私もそのように思っていましたけれども、それで、今私が質問している2828の5番地の場所、あそこのところは、前から町が通学路として指定してあったんです。布川台の子供、馬場地区の子供たちが布川小学校に行く通学路として指定の通学路になっているわけです。

それで以前、今ではないですよ、以前、私、高橋議員もそう、私もそう、何回となくこの場で通学路の改善を求めましたよね。教育長も覚えていると思いますけれども、しかしながら、この町、町長初め、教育長も余り努力しなかったですよ。はっきり言います。それで我々が工事事務所に何回となく行って、何としても通学路、あのときには生徒が2人で並んで来ても1人ずつになってしまうのです。一列で行かないと行けないのです。自転車ははっきり言って、乗っていくと、こちらからブロック塀がありますから、ここに触るような感じで、おりないと通れないような、そういう狭い道路だった。それを解消してくださいよということで、ブロック塀を何とか外してくださいと、私と高橋議員何回もお願いしている。でもやってくれない。

それで我々は、挙げ句の果ては工事事務所へ何回となく行って、それでようやく工事事務所だけは外せるようにして、ある程度今度は生徒が2人並んでも通れるような通学路としてなっているのが現状なのです。

それで今回、公売で売れました。町はそれを知っているわけです。町長も教育長も、それで今まで建っていた車庫がちょっと表に入り込んでいるのですから、それを何とか、ここは通学路ですから何とかしてもらえませんかという話には行かなかったのですよ。未だかつて行っていないのです。私、今度買った人に聞いたのですから、さっきも言いましたけれども、それで、私、これ説明しましたよ。ああそうなんですかと。買った人の話ですよ、「私、この車庫も屋根のほうも破れているし壊すつもりではいます」と、それで既に壊しましたよ。私その方にも言いましたよ、車庫の中に前の持ち主、田中さんといいますけれども、今は亡くなっていませんけれども、田中さんと県と立ち会って境界はこの辺だろうと言って了解の上に、要するに目印の画鋸というか、ピンというか、大きなもの、それが打ってあるんですよ。ですからその方にも私言いましたよ。ここがそうなんですと、ああそうなんですかと、一応ここまでが県の土地というか、歩道、そういう感じなんですと

言ったら、ああそうですか、わかりましたと。

その後、その方はどうしましたと思いますか。

何しろ、車庫があって、段差があって、歩道があるわけです。このくらいの段差があるわけです。それを業者を頼んで、車庫を壊すのも業者ですよ、業者を頼んでドリルと言うんですか、電気の何ですか、あれで壊してくれたのですよ。ですから、今はコンクリートの土台を壊してあって、それでちょっとなだらかになっています。

そこまで理解してくれて、買った人はやってくれたんですよ。私の言いたいところは、なぜ通学路として町が指定しているのに、公売で買われた方も知っていると思うのです。なぜ町として行けなかったのか。そこが私は情けないんです。やる気がないのか、あるのかわかりませんが、だから、私には行政はやる気がないと言われるんですよ。

教育長、その買われた方をご存じなのか。それで見に行ったのか、その点。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 土地の所有については所管ではありませんので、詳しくわかりません。それから、その買われた方に会ってはおりません。

ただ、その場所をある方から聞きましたので、当然場所が変更になったということで、これは通学路としての安全を保つために、学校から職員を呼んで、段差になっているところを十分注意して登下校するようにという指示はいたしました。

それから、ブロック塀も、私、壊した経過は議会の議事録で、前回出られませんでしたけれども、議事録で見てわかりましたけれども、本当にいろいろな方々のご努力によってなくなっているんだなということで。

あそこにブロック塀がなくなってむき出しになったとき、車庫から大分ブリキの板からくぎがたくさん出ておまして、子供たちがここを通ったときに、子供の目の高さで見ると幾つかありましたものですから、それは静かにあの中に入れてさせていただいたり、常にその辺は気を配ってはいます。

ただ、どうしても行政としてはいろいろな法律が絡んでいることもございますので、なかなかその辺は難しい面もありますが、本当に都市建設課のほうでは非常に協力的で我々本当にお世話になっておまして、進めておるところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 教育長、法律とか何とかって、そういうことじゃないんですよ。現に見て、通学路になっているんですから、そこを子供たちが安全に通れるようにするにはどうしたらいいかということ、現場を見ればわかるわけです。きょう終わって時間があつたならばちょっと見に行ってくださいよ。きょう行けなかったら、あした見に行ってくださいよ。

私がお願いしたいのは、これは町長にもお願いしたいのですけれども、境界線というものをきちんとやったり何かしたら、これは完全なる測量をやらなければいけないと思うの

です。そうするとお金の面も発生してくると思うのですが、しかしながら、今、歩道になっているところから、今度壊しましたから、かなりの幅があるんですよ。その手前のほうをアスファルトでも何でもいいですから、そういうものを流すとアスファルトだから言いませんね、それで固めてやるような気持ちになったらどうですか。

それには県の土地なんですから、まず工事事務所に行って県にお願いするんです。県と話し合って、県にここは通学路ですからお願いしますと、余裕をもって手前だけやればできるでしょう。こんな話し合いでしょう、法律も何も無いと思うのです。

それで、県がやれないと言ったら、町がその費用を出したっていいじゃないですか。アスファルトをちょこっと流すのに、私はその正確な金額はわかりませんが、5万円もあればできるんじゃないのかな、それはわかりません。要するに通学路として指定いるのならば、子供たちが安全に通れるように、それをやるのが行政じゃないのか。そういうことなんですよ。

あの場所はぜひとも、即、よく県と工事事務所と話し合って改善してくださいよ。よろしくお願いします。町長もよろしくお願いします。

それと三つ目の話ですが、時間もなくなりましたので、ちょっと聞くだけで終わってしまうと思うのですが、町道2273号線、これも私と高橋議員は何回となく質問をしています。しかしながら、私何回も言っていますけれども、町長も余りやる気がない。なぜやらないのか、相手と1回か2回はちょっと話し合いというか、そういうことを言ったのでしょうか、相手が話し合いにのってくれない、そういう理由なんですよ。ただそれだけの理由なんです。

相手は相手の考えがあります。町は町として行政の考えがあります。あそこだって通学路として指定していて、要するに町は拡幅をしたいということで計画を立てているわけですから、それを実行するためには、やはり地権者との話し合いです。しかしながら、地権者が話し合いにのってくれない。ただそれだけで、あとはやる気持ちがない。

だから、今、私は町長にその後の進捗状況はどうなりましたかと質問したら、あんた何と言いますか。相手が話にのってくれない、そういうことしか言わないと思うのです。そうじゃないんですよ。相手が話にのってくれないければ、こちらから努力しなければいけないんです。そういう気持ちにならなければ、教育長、町長、何やってもだめなんです。

ですから、私、声高らかに言っていますけれども、私もそんなに声高らかに言いたくないですよ。しかしながら、余りにも努力が足りない。ですから言っているのですから、町長、今の最後の2273号線についてのこれからの話し合いですよ。この前、私が質問したときには、まだ町長が改選になる前の話ですから、それで今質問しているのは町長がまた4年間この町政をとる、4年間あるのですから、なおかつ町長の公約として通学路ということを出しているのですから、そういう面をよく考えて、これから拡幅できるように地権者と話し合ってもらいたい。その考えをお伺いして私の質問を終わります。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） その前の2828-5の土地の件ですけれども、これは相続者が16人いまして、その相続者の方が皆さん判こを押してくれないと撤去できないという経緯があったことは、全員に承諾していただかないで壊した場合は、その中の一人から器物損壊で訴えられたら負けますからね、そういうことは行政はできませんので。

それともう一つ、県の管理なので、県のほうもさんざん、経緯を申し上げますと、県のほうで丸いバツのくいを打ってありますね。あれも車庫を建ててから打たせてもらったという状況なんです。（「立ち会いのときでしょう」と呼ぶ者あり）はい、だけれども、県のほうと前の持ち主と話し合いまして、補償するからということで話がまとまりかけたんですけども、最後はまとまらなかったという経緯がございます。それだけは……。

○11番（若泉昌寿君） わかっていますよ、それは私わかっていますよ、本人に言われたから。

○町長（遠山 務君） それと2273号線の進捗状況でありますけれども、くいを打たせていただけない。わかりますか。

○11番（若泉昌寿君） それが努力でしょうよ。

○町長（遠山 務君） だって、くいを打たせてくれなければ、町のほうでお願いしても……。

○11番（若泉昌寿君） くい打つ前に何百回も訪ねて話し合いしなくちゃしょうがないでしょうよ。くいを打ってもらえるように話し合いを持っていくんでしょうよ。

○町長（遠山 務君） くいをお願いしても打たせてくれないという状況なんです。そういう関係から、今、くいを打たせてもらうのが先決だということで、あれから話が進んでおりません。

○11番（若泉昌寿君） それを言うんなら、拡幅工事はつぶされたという意味ですか。計画を。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時25分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番通告者、7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 3番通告、7番白旗です。私は、大きく二つの質問をいたします。

1番目は平成26年度の予算について、2番目は町長の公約と来年度以降の予算措置についてお伺いします。

まず最初の1番目、平成26年度の予算について。

平成26年度の予算について、次の事項を伺います。

①平成26年度予算の編成方針について。

次に、②総合振興計画第4期基本計画、第4次と書きましたけれども、第4期が正しい。訂正いたします。第4期基本計画との関連をお聞きいたします。第4期総合計画というのは、ことしの4月に我々の手元にも出てきたこの資料ですね。

それから、③は行政改革行動計画、これは今年度、平成25年度から平成27年度までの行政行動計画、こういう資料でございます。インターネット並びに議会の図書室などに置いてございます。

この三つについて、まず最初にお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） お答えをする前に、第4次4期は第は要りませんから、第4次4期ということでご理解をいただければなと思います。

それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

平成26年度予算の予算編成方針でございますが、平成25年11月5日に予算編成方針を定めて関係各課長に通知をいたしました。

五つの項目でございますが、1番目が東日本大震災からの復旧・復興対策や放射能対策を優先する。

2番目が、第4次利根町総合振興計画4期基本計画に掲げる取り組みが効果的に目標達成されるようにするとともに、「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」を目指した施策に取り組むこと。

3番目として、利根町行政改革行動計画後期計画の課題を踏まえ、資金と創意工夫の二つの視点から見た具体的な施策に徹底して取り組むこと。

四つ目が、平成24年度の決算における不用額の分析に努め、歳入歳出とも決算ベースを基本とした予算編成に努めること。

5番目として、厳しい財政状況を職員一人一人が認識し、各課長のもとに全事業について徹底した経常経費の削減と適切な事業の見直しを図ること、としています。

総合振興計画4期基本計画との関連と、行政改革行動計画後期計画との関連でございますが、予算編成方針の中に両計画の関連について記載していますので、この予算編成方針を基本として平成26年度の予算編成を行うこととなります。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 非常に簡単にご説明がありましたが、まず予算編成方針についてお伺いいたします。

この予算編成方針は、私も手元入手いたしましたして読みました。これはもちろん執行部内のものかもしれませんが、我々議員としても当然知っておいていいものだと思いますが、これは私が見ましたところ、昨年に出した今年度分の編成方針と全く同じなんですね。どこが違っているか、一つだけ明確に違うところがあります。それは、消費税が今度8%になるから、それに対応しなさいというところは、これは当然ですが、違います。そのほかは平成25年度、つまり昨年度に出した予算編成方針と全くと言っていいほど変わりはありません。つまり同じものが出ているのですね。

毎年同じ、毎年かどうかはちょっと別といたしまして、昨年度と今年度と予算編成方針は全く同じだと、日付の問題は別ですがという理解でよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 予算編成方針でございますが、基本的なものは変わりませんので、今、消費税の問題をおっしゃいましたけれども、内容は多少変わりますけれども、基本的な予算編成方針は、これは基本でございますので、それで同じようになっているということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それもある程度わかります。ただ、昨年度と今年度と、毎年変わらない部分が多いというのわかりますが、特にことしはどういうところが、そういう意味ではないということよろしいですね。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほども答弁したとおり、基本は変わりませんので、その基本に沿って予算編成をしていくということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 先ほど町長がご説明になりましたけれども、編成方針につきましては、一般的に当たり前のことが書いてあるわけです。

それから、1番目に東日本大震災からの復旧・復興対策や放射能対策を最優先の課題として取り組む。これは今年度の場合は若干言えると思いますが、来年度についても最優先課題というふうに、ある意味そう言えるかもしれませんが、一段落したものではないかと思えます。

それから、そのほかのものについては、一般論的にみんなが反論できない当たり前のことしか書いていないのですね。「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」、これはこの総合振興計画のうたい文句であります。

それから、創意工夫を重ねるとか、あるいは適正な予算編成に努めるとか、あるいは経費の節減に一生懸命頑張りなさいという趣旨のことが書いてありますが、これは一つの通過儀礼としてそういうことはあっても構いませんけれども、今年度はこういうものをこういうふうに考えているからこうしなさいというような、あるいはこうしてほしいというよ

うな部分がちょっと見受けられないのが、私は予算編成方針としてはいささか不十分なのかなという思いで見えております。

それから、この予算編成の方針の中に、先ほども言いましたけれども、4期基本計画、それから、この行政改革行動計画、こういうものをしっかり踏まえて予算を編成しろということが書いてあります。

まず最初に、この4期基本計画というものを踏まえてということでございますが、この4期基本計画というのは、これは図書館にも置いてあります。議員には全員配られております。住民は図書館でしっかり読んでいるかということ、必ずしも普通の方はお読みになっていないと思います。ダイジェスト版がありますけれども、ダイジェスト版は中身が余り多くございません。いずれにしましても、4期基本計画というのは、一応住民にも行き渡っているのですけれども、この基本計画というもののつくり方を見ますと、簡単に言いますと課題列挙であって、予算編成にどうつなげていくのかということがよくわからないわけでありまして。

例えば、皆さん手元にないかもしれませんが、基本計画書の19ページに何が書いてあるかと申しますと、19ページというのは基本施策の道路・交通網の整備という中の課題というのがございます。そこに「福祉バスの利用者が年々減少しているため、さらなる周知に努めるとともに、町民ニーズを的確にとらえて運行方法を見直すことが必要である」と書いてあります。

これをもとに予算は一気に来年度予算につないで考えることができるだろうかというのが私の疑問でございます。どのようにしてこれを事業計画として、この基本計画に基づいて予算を組めという表現ですけれども、どうやったらここから予算が出てくるのかちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

基本計画の19ページのところだと思いますけれども、福祉バスの運行につきましては、その前のカラーのところにもございますけれども、一部学校の子供たちの送迎にも使っております。また、ふれ愛タクシー、デマンドタクシーにつきましても学校の送迎にも使っております。企画財政課と学校教育課と保健福祉センター、3課で既に数回会議を持ちまして、福祉バスを小さいバスにすれば、小型のバスにして運行すれば、福祉センターに來ている高齢者については送迎できるのですが、子供たちのことを考えると、最低でも35人乗りのバスがないと対応できない。

一方、ふれ愛タクシーのほうも3時、4時ぐらいのところは下校の時間になりますので、2台ありますタクシーの1台を今、子供たちの送迎に充てまして、もう1台は一般の方の利用に充てているのですが、最近、一般の方の利用が多くなって、子供たちの対応をする

と一般の方をお断りしなければならないような状況も生まれてきておりまして、その辺の状況を何回か会議を持って調整しております。

また一方で、学校も東文間小学校が廃校になった時点で、遠い子供たち、バスが走らないような細い道の近くの子供たちは、ふれ愛タクシーでその家の近くまで迎えに行くということで対応しておりましたので、学校としてもどこかに集まってもらうには、保護者の皆さんの了解やいろいろな問題があって、なかなかふれ愛タクシーの利用のほうで利便性が高いということで、それらのデメリットとかメリットとかいろいろ検討しております。

その中で、平成26年度につきましては、各担当課のほうで予算編成を今現在行っていると思います。

結果としましてももう少し詰めないと、メリット、デメリットありますので、詰めていかないと、また準備期間も必要ですので、この交通体系といいますか、交通機関のデマンドタクシーと福祉バスの役割といいますか、住民の方々に対するサービスといいますか、そういうものの統合と、それから、利便性の向上につきましては、もう少しお時間が要るといふことで考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 内容のことは簡単にさせていただいてよろしいのですが、この公共交通問題、その一つとしての福祉バス、あるいはデマンドバス、ふれ愛タクシーのことは、私は数年前からいろいろと指摘をしてきました。

今お話があったように、去年あたりからようやくその方向で動き出したことは結構なことだと思いますが、今いみじくもおっしゃったように、これが来年度の予算にしっかりした形で出される状況ではないように私は思います。今おっしゃったように、町全体としての各課でまだ整理がついていないわけです。

ですから、今私が申し上げたいのは、こういう基本計画というものから即座に予算の数字が出ることはできないんじゃないですかということをお尋ねしたかったのです。わかりました。

それからもう一つのこれについて例を申し上げますと、37ページに社会保障制度の充実という基本施策がありまして、その中の課題のところ、「国民健康保険は被保険者の健康の保持、増進を推進し医療費の軽減を図っていくことにあわせ医療費の適正化、収納率の向上、保険財政の健全化への取り組みが求められています」、こういうことがあります。

これがどう具体的に来年度の予算に具現化されるか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） ただいまのご質問でございますが、国保の医療費の適正化ということでございますけれども、来年度予算につきましても当然国保の適正化ということで、レセプト点検の強化というものを前面に推して、予算を今作

成中でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一つの方法論として、そういうところをやっているというお話がありましたけれども、私が申し上げたいのは、この基本計画に基づいてどう全体を見渡した計画ができ、そしてどの部分を来年度予算に持っていくかと、こういうグランドデザイン、そして具体的に持っていく、具体化をするという手法が、手続が見えないということを申し上げたいわけです。

だから、この4期基本計画に沿って予算を組めと言われるのは、いささか言われたほうもどうやってやるのか、そのとき自分が持っている課題意識だけでやっていいものかどうか、その辺、基本計画に基づく予算編成というのは、いささか手続的に無理があるのではないかと申し上げたいわけであります。

それから、もう一つ同時に、先ほど言いましたけれども、行政改革行動計画が3年周期で毎年度つくられておるようです。これにも基づいてつくっていきなさいという予算編成方針でございます。これも行動計画ということが書いてありますけれども、ぜひ一度住民の皆さんも目を通していただければと思いますが、これは私から言うと計画ではない、大まかな予定リストということではかないと思います。

例えば、25年度から27年度の行動計画の4ページにある財源の安定的な確保という、4期基本計画での位置づけの中の取り組み項目として公有財産の有効活用というのがございます。その中の一つとして、庁舎設備のインフラを売りにしてPRを行って、この5階建ての庁舎の有効活用、収入確保で、例えば5階をどこかに貸すとかというような発想がそこにはあると思いますが、そういうようなことが書いてあります。でも、この計画年度というのが、今年度から、これは実は3月の決算のときにも申し上げたのですけれども、25年度の計画が25年度を過ぎてからやっとできているわけですが、この庁舎の有効利用というところを見ましても、平成25年度から公有財産の有効活用というものの検討が終わって取り組み開始ということらしいのですけれども、この取り組み開始というのは、実は平成23年度、2年前から同じことが書いてあるのですね。さっぱり進歩がない。

そしてまた、このシートからどうやって予算の金額が出てくるのか、ちょっとお聞きしたい。

それから、これがそのまま予算化が事業計画として言えるのか、そして、予算として何が出てくるのかお伺いしたい。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

利根町の行政改革行動計画をもとにということでございますけれども、先ほど予算編成方針の中にもございましたが、ここに記載されている内容をその予算編成の中に生かすということで、白旗議員は4ページのことをおっしゃいますが、そのほかにもいろいろな使

用料の見直しとか、さまざまな項目がございますので、それをもとにいたしまして予算編成を行うということで、予算編成方針の中に含まれているということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そうようなお答えになるとは思いますけれども、これで予算を組みましようと言われても、組めないのが当たり前ではないでしょうか。

もう一つだけ例を見ましょう。この行動計画の9ページ、下水道の整備というのがありまして、公共下水道使用料の見直しというのがございます。これも今年度から検討ということになっているんですね。でも、これはこの前の行動計画書、平成22年度から平成24年度の計画書にも検討開始が書いてあるんです。「検討」と書いてある。つまり、平成22年から、これ物を見ないとおわかりにならないのですが、平成27年度までずっと6年間検討のままになっているんですね。そして公共下水道使用料の見直し、これは問題意識として皆さんお持ちだというのはわかるんです。でも6年間ずっと「検討」と書いてある。こういうものをもとに何で予算が組めるのですか。もっと予算よりずっと前の問題を、根本的な問題を議論が足りないままで、ただこういう様式でこういうことをつくることになっているからということで書いているに過ぎない。

つまり私が言いたいのは、こういうのは本当に予算編成の基礎データになっていないんじゃないですかということをお伺いしたいわけです。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 毎年検討しています。

ということは、その都度、その都度、二、三年前から長寿命化という項目とか繰上償還とか、毎年のようにいろいろな対策ができるんです。

料金に影響する公営企業でいう3条予算収益的収支、そういったものは常に毎年、毎年動いていますので、そういったものを検討しながらやっている。議員がおっしゃるように、検討を、じゃあいつどんなふうにも、3年先、5年先を見越してもっと早目にやってそれを予算に反映させる。毎年検討しながら、それを次の予算に反映させるということなので、確におかしいと言え、言葉じりはおかしいかもしれませんが、やるだけのことはやっているといったようなことでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 問題意識は持っておられて、そういう検討をある程度やっておられるのは、私もわかります。こういう問題は、どっちにしても昔から、これごみも同じなんですけれども、基本的には今のままでいいのかどうか、受益者負担とか、そういう部分で果たしてどうなのかという根本的な問題は、少なくとも市内全体で統一的な見解ができていないと、私は想像するんですけれども。

今おっしゃっているように、この間の笹子のトンネルの事故のようなこともあって、国も大慌てでメンテナンスのほうに予算をたくさんつける。そういうこともわかるんです。

ですけれども、問題はそういう最も根本的なところを捉えた上で年次計画で、じゃあ今年度はこれを、こういうことでいきたいと思いますというものが、私には見えないわけです。

確かに検討はやっていらっしゃるわけではないわけではない。検討はされていると思うのですが、問題は予算ということに結びつけて、この予算編成に役立てなさいというのは、ちょっと私だったらできないという形で理解いたします。

予算というのは、私がかねがね申し上げますが、計画を金額表示したものが予算なのです。これは私が言っていることではなくて、企業の管理会計では大昔から言われていることです。事業を金額表示したものが予算なのです。だから、事業の内容がしっかり決まらなないと、ある程度の推測もあるし、推定も含めていいんですけれども、事業の内容が確定しないと予算は決まらないわけです。

この事業計画というものが、これは利根町に限らず行政一般がそうですけれども、なかなかはっきりしたものができていないように、私は思います。そういう形で予算が組まれると。

現在の予算では、その事業計画、目的や方法、達成目標、目標の達成度の測定方法、あるいは事業期間、そういったもののしっかりした見積もりをした上での予算編成がされているのか、私は大変疑問に思うわけであります。

そういうようなところで、私は最後にこれについて町長にお伺いしたいのですが、予算編成ということが今極めて十分に行われていると思われるのか、今後変更していくべきではないかとお考えか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 白旗議員がおっしゃることもわかるんです。ただ、行政というのは住民の最大のサービス機関ということで、企業感覚全てでは運営できない、行政執行できないということです。受益者負担もわかります。ただ、行政負担もあるんです。どっちかという、受益者負担より行政負担よりのほうがはるかに多いわけですから、ただ民間感覚を取り入れて、入れられるところは入れていくと、そういう編成方針を立てていかなければいけないなということは、根本的には思っているところでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 行政と企業と違うのは、私も十分わかっています。しかし、現実の問題として、地方自治法の第2条ですか、あそこにも何回も私引用していますけれども、最少の経費で最大の行政サービスをやるように努めなければいけないと書いてあるわけです。じゃあその最少の経費のためにどれだけの努力をしているのか、適正な受益者負担はどこまでが受益者負担として適正なのかどうか、そこをちゃんと考えてやっておられるのか、それが私から言わせると問題なのです。

それに関連しますけれども、次の大きい2番に移ります。大きい2番は町長が選挙のときに掲げた公約のうち、下記についてそれぞれの目的、期待する効果、計画期間、期間中

の収支計画（財源または歳出予算）を教えてください。

町長は選挙のときにこういうチラシを住民に配っているわけです。皆さん、全部一度はごらんになっているわけですが、この中には今言ったようなものはリストアップされています。そのほか、先ほどの若泉議員が問題にされていた通学路、生活道路の整備などもチラシの中にはっきり書いてあります。

私はこの中の、そこに書きましたけれども、五つについて、最初の三つで結構ですが、まず、国保税の値下げというところについてお答えをいただきたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

国保税の値下げのご質問についてですが、国民健康保険税の算定方法の一つである資産割を廃止するものでありまして、前回の第3回議会定例会において、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提案したところ、可決していただきましたので、平成26年度課税分から資産割を廃止するというところでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 確かにあのとき条例は賛成多数で可決されました。私は大変疑問に思いまして、県や国にも聞きましたけれども、県や国も大変結構なことでは一言も言いませんでした。私の印象では、議会もそれにオーケーしたならしやうがないだろうという言い方でありました。

これは明らかに基金を取り崩して、つまり自分の貯金を取り崩して一部の住民にだけ減税をするわけです。一部の住民というのは対象者の3分の2です。3分の1の人には何の恩恵もありません。そういうようなことが、貯金を取り崩して国保の健全経営という点からも、果たしていいことかどうかということを、私は疑問に思っているわけですが、いずれにしても条例で可決されてしまったからということでいいのかどうか、私は大変疑問に思います。

1番目はそれで結構でしょう。

次、2番目のチラシの中にある、私に取り上げたのは家庭用太陽光パネルの設置補助の補助金制度、これにつきまして、どれくらいの補助金を何件くらい見込んで、来年度はどのくらいの予算におつもりかお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 家庭用の太陽光パネル設置補助金制度につきましては、議員ご承知のとおり、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電システムを設置する方に対して、設置する費用の一部を予算の範囲内で補助するものでございます。

この補助金の財源は、立木のメガソーラー発電施設の敷地賃貸料を充当する予定でございます。

この補助金は、町内のみずからが居住する住宅に対象システムを設置する方、または対象システムが設置された住宅を購入する方が太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結することが条件となります。補助金額については、国の補助金や近隣市町村の状況などを考慮しながら、今後決定していきたいと考えております。

太陽光発電システムの設置費用については、最近、下降傾向にありますが、平均的な導入費用は180万円から220万円になると言われております。この補助金の導入によりまして、経済的負担の軽減や温室効果ガスの削減につながるものと期待しているところでもあります。

国の温室効果ガスの削減目標は、東日本大震災の影響で25%削減から3.8%削減に変更となりましたが、地域での地道な取り組みが重要であろうと考えております。

補助の計画期間でございますが、町有地の貸し付けが終了するまでを予定しておりますが、再生可能エネルギーの固定買い取り制度の動向などを注視しながら、補助期間を決定する予定でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そうすると、具体的な1件当たり幾ら、それから、何件見込みというのは、まだ積算中ということですか。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

予算時期でもございますので、今、検討中でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） この太陽光パネル導入の補助、これは大昔からやっているんです。国もやっていたときもあるし、他の市町村ではもっと前からやっている。利根町は財源がなかったからやらなかったということなのではないでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

この太陽光発電のパネルの補助金ですけれども、実際県のほうの補助はございませんので、今は国のほうで行っております。

茨城県内の市町村においても半分ぐらいの市町村で、各自市町村の状況に応じてキロワット当たり幾らということで決定されておまして、まだ利根町のほうでそういう補助金を出すかということで前々から検討はされておりましたけれども、今回のシャープさんの方がありましたので、そういう補助を出せるようなことで、町長のほうで考えた結果だと思っております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういうことだろうと思います。

このソーラーの補助というのは、大分前からやっています。立木のあれができたからや

るといふことだと私も思いますけれども、財源は大したことはないのですから、もっと前からその気になればやれるはずですよ。これも町長選絡みで、そして、たまたまそういう地代が入ってくるということをつきかけとして補助金を出すというやり方ではないか、私はこれはやはり町長選目当ての一つの施策ではないかと思っております。本当はもっと前から幾らでもやれるんです。それをやる意思があるかないか、工夫があるかないかの問題であるかと思っております。

もう一つですが、3番目には、このチラシに放課後子ども教室を無料でやりますと書いてあります。これについても、どれくらいの件数で、来年度どれくらいの予算のつもりでいるかをお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今、白旗議員が選挙云々と、選挙がある前から、私は21世紀を担う子供たちによりよい自然環境を残す一つの信念としてやっておりますので、別に選挙があったから云々ではありません。

それと、たまたまメガソーラー2.8キロメガができて1,020万円の地代プラスアルファ固定資産税が入りますので、固定資産税については10年、土地の賃貸料については20年、安定した財源が確保できたということで、これをきっかけに、それでは温暖化対策また地球環境問題等々考えて、今回26年度から予算をつけようということで、あくまでも財源の確保ができたからということでございます。

それと、放課後子ども教室の各小学校への設置及び充実についてのご質問でございますが、現在、放課後子ども教室は文小学校の余裕教室において14名の小学生をお預かりして実施しております。

この放課後子ども教室は、1年生から6年生まで、町内全部の小学生を対象に、文小学校の余裕教室を利用し、放課後に学習支援やスポーツ・文化活動等のさまざまな体験活動を行い、子供たちが地域の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する目的で実施しております。

放課後子ども教室を布川小学校及び文間小学校にも設置していきたいと考えておりますが、今ご説明したとおり、学校の余裕教室を利用して実施するもので、現在、布川小学校、文間小学校には余裕教室がございません。また、今後、国で進められている小学校における少人数学級で使用される教室など、幾つ教室が必要になるのか見極めなくてはならず、今後は学校の利用状況などを見ながら取り組んでいきたいと考えております。

そのときに、放課後子ども教室の予算措置も同時に進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一言、太陽光パネルについて、そういうご説明ですけれども、そういう熱い気持ちがあるならばずっと前からやれたんじゃないですか、財源は幾らでもあるんじゃないでしょうかということをおし上げたかった。

次に、今のことですけれども、この放課後子ども教室、現在は文小学校だけです。これを二つのほかの小学校にも広げていきたいと。これの来年の予算、どのくらいの人数がふえて、総額何ぼになるということを頭に置いておられるのですか。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） 今のご質問ですが、今現在、先ほど町長が説明したように、14名の生徒しかございません。各学校に毎年リーフレットなどで募集を図っておりますが、今のところございませんので予算措置はしないのですが、先ほど町長が言ったように、途中でも予算措置はできるということで県のほうに確認しておりますので、もしもう一つふやすのであれば、そのときに予算措置を講ずると考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 放課後子ども教室というのは、私は前から一部でやっているのは知っていますけれども、これをほかの学校でもやると、しかも無料でやりますというのは、この選挙のチラシで初めて知りました。

私が次にお聞きしたいのは、この放課後子ども教室というものについて、教育委員会は町長からあらかじめどうだというようなことはお聞きになったのですか。やるから、あなたたちどう思うと聞かれたか、お聞きしたい。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） この問題については、いろいろ町長とも相談し合っておりますが、ただ、現在そういった教室の空き教室がないということで、今回こういう形で答弁になったわけでございます。前から相談してございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ということがわかっていながら、これが選挙のチラシに出てくるというのは、ちょっと行き過ぎかなという感じは、私はいたします。

もう一つお聞きしたいのですが、これを無料でやるという根拠はどこにあるのですか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 無料について、実はこの放課後子ども教室は平成19年の10月から始めてございます。当時は料金を5,000円取っておりました。学童と同じ値段でございます。それから、5,000円の代金と2,000円のおやつ代ということで7,000円取っておりました。

それで始まったのですが、子供教室の存続が難しくなったということでございます。

というのは、平成19年度に5名おりましたが、20年度になって3名、21年度が3名、そして次はほとんどいなくなってしまうという状況でございましたので、回りの状況等を調べてみますと、当時、子ども教室を開設している42市町村の39市町村がほとんど無料となっていたという現状がございます。

このような状況も考慮しまして、子ども教室を存続するためには、無料ということとし

かないのではないかということをお話しまして、了解を得て現在に至っているところでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今のご説明を聞きますには、子ども教室を存続させるためにお金を無料にするという経過だとお聞きしましたがけれども、目的がすりかわっているんじゃないですか。何のために子ども教室をやるんですか、大事な、大切な教育の内容がよければ有料でも来るわけです。塾がそうです。

もう一つ大事なことは、今ちょっとお話になられた学童保育、放課後、家に帰っても誰もいないという留守家庭の子供は、1人当たり月5,000円なり何なりを取ってやっているんですね。それはただ単なる見守りのようです。でも5,000円しっかり取っているんですね。でもこの子ども教室というのは、だんだん先細りになって、お金を取っていたら来ないから、今度は無料にしましょうという発想のように聞こえましたけれども、何のための、そしてどういう成果が上がっているか、そういうところのしっかりした反省、分析がないままに無料で今度やりますと、しかも、今のところ空き教室がありませんから見込みがありません。そんなものが何でこのチラシに出てくるのですか、ちょっとおかしいじゃありませんか。

今、チラシはどうでもいいですよ、問題があるんだけど、それは一応さておいて、私は何のために事業をやっているのか、予算化をするときには事業の目的を明確にして、その目的に沿った成果が上がるように、また必要ならば受益者負担も取るようにするのが行政の仕事です。何でも無料でやっていいということではないでしょう。

現実に留守家庭の見守りに、普通の月は5,000円、夏休みには8,000円取っているそうですね。それはたくさん、そのために要するに主婦を中心とした見守りの人たちがお世話しているわけですから、その人たちも長い間無料ではできない、だから、そういうお金を取っていいわけです。何でこの教室を無料でやるんですか。もっと付加価値の高い、単なる留守家庭の子供の見守りよりも、はるかに子供に対して付加価値の高いことをやろうとしているんですよ。それを何で無料にということをお堂々と掲げてチラシに書くのですか。チラシを一応別にしまして、とにかくおかしいんですよ、やっていることが。

目的、そして成果、何でだめになったのか。ほかの市町村も無料化しているから、今度無料化しようと、そういうのは私が保護者だったら、何やっているんですかと言いたいのですが、どうですか、ちょっとお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今、白旗議員おっしゃったように、この子ども教室1年生から6年生までということで、内容的にも大変大事なものであると質問の中でおっしゃっていましたが、私もそれには同感でございます。

今、教育長からあったように、一時、最高のとき19名だったんですね、それが3名にな

りまして、こういういいものが存続できないということであれば、これを無料にして、放課後子ども教室に来る子供たちを何とかふやそうじゃないかということが1点ございました。

それと児童クラブ、これは1年生から3年生までが原則なんですね。これは保育園、幼稚園でいうと延長保育みたいなもので、これとはまるっきり性格が違う。白旗議員おっしゃるとおりでございます。

それで、こちらの方が存続しないと、大事なものですから、では無料にしてまでも存続しようということで存続して、私のときに教育長と相談して無料化したものでございます。5,000円プラスお茶菓子代2,000円をもらっていたのでありますが、それも全部無料にするということで存続を図ったところでございます。

それと、今、布川小学校の大規模改修を、来年度計画を立ててやるということで進めておりますが、その前に子供たちのアンケートを、どっちかというと保護者の皆さんのアンケートですね、それをとって、布川小学校にそれなりの人数の方が放課後子ども教室を開いていただきたいということであればということで、教育長と学校課長と、その大規模改修にあわせてつくろうではないかという協議はしております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 無料化の発想は吉野屋の牛井と同じなんですよ。何百円でお客さんが来ないから、今度280円に値下げして、でもやっぱり来なかったというような、要するに値段を下げれば来るという問題ではないですよ。付加価値があるかどうかの問題、だからそういう発想で教育をやってもらっては困る。内容的なことも、今、全然話題に出てきませんけれども、教育委員会の問題が全然別の形で問題になっていますけれども、教育委員会は何をやっているんですか。4人の教育委員、教育の根幹の問題は、このことも含めて、本分の教育、要するに義務教育の公教育の部分と、それを補う交友部分ということを含めて、教育委員会はしっかりやらなければいけないです。町長が自分の考えで、こういうことどうでしょうかと言ってくるのは、それは大いに結構です。それを教育委員会として一生懸命考えて、そして、それこそ今うちの町は名ばかりのパブリックコメントですけども、本当に教育の、住民の人たち、（発言する者あり）黙ってください。住民の人たちの意見も聞いて、そして小中高の教育のあり方、こういうものを考えた上でグランドデザインをやって、それからこういう話が出てくるならわかりますけれども、こういうやり方は教育委員会としても反省していただかないといけないと私は思います。

時間がなくなりましたから、もう一つだけ、第3子からの給食費を無料化するというのもチラシに書いてありました。

これはどういう目的で、大体どれくらいの人を見込んでいるのでしょうか。これはやろうと思えばすぐできますね。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 第3子からの給食費の無料化ということでございますが、これは子育て環境をよくする一端と考えていただければ結構でございます。

町内の全ての子供たちが健やかに成長するように、そういうことをして支援するものでございます。それがひいては少子化対策の一助になればと、そのように願っているところでもございます。

現在計画しているのは、小中学校に同時に3人以上の児童または生徒が就学している世帯で、かつ町内に住所を有している世帯の3人目以降を対象に考えております。平成26年度の該当者数は、現在、小学生が35人、中学生が1人、合計36人でございます。給食費にしますと年間160万2,150円になります。

時期については、先ほど申し上げましたとおり26年の4月1日から実施したいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） わかりました。

これは数字的に出ますから、そういうことでお考えだとわかります。

私は何度も言いますが、国も県もみんな行政が悪いのですけれども、なぜ受益者負担をもっと明確にやったらどうですか。

それから、所得制限をしたらどうですか。何でもかんでも無料という発想が、ちょっと政治がよくないところですけども、それと同じことをやっているようでは、私は町長、残念に思います。

時間がなくなりましたけれども、いずれにしても、この町長が掲げているこの部分の公約につきましても、本当に住民のために役に立つ、そして行政全般として効率的な経営をやるという視点が非常に欠けていると私は思います。ぜひその辺は反省をしていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時25分散会